

◎新潟県告示第410号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成29年3月13日から実施した。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

第3号の表中

「

横浜中央信用組合 新 潟 支 店	新潟市
------------------	-----

 」

を

「

横浜幸銀信用組合 新 潟 支 店	新潟市
------------------	-----

 」

に改める。